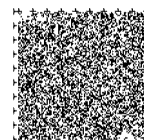


山下委員提出資料



専門委員 山下 望

(1) 障害者の就労支援について

◎身体障害者の方や精神障害の方は、中途での就労支援が必要だと思います。知的障害者の場合、特別支援学校の高等部の段階で100%就職の就労技術科、普通の特別支援学校の中でも類型があり、就職の類型、就労継続支援B型事業を目指す類型、生活介護事業を目指す類型と分かれています。高等部卒業の段階で、就労可能性のある方は、ほぼ、決まっています。

1) 就労移行支援、自立訓練等の実態調査をしてほしい。定員に充足しているのか、本当に必要とされているのか、どう変更すると使いやすくなるのか等お願いしたい。

就労移行支援の2年間という年限は、実態に即しておらず、就労できる人は、6ヶ月ほどで就労でき、就労の難しい人は、2年経っても就職できません。ただし、就労継続支援B型事業で5年ほどかけて育成した人の中には、就労可能な方がいます。

自立訓練は、宿泊型（通勤寮）、就労移行と組み合わせた4年生のカレッジ型の実績はありますが、その他は、定員も満たしていないのが、現状のようです。

2) 国の制度であるが、就労継続支援B型事業の平均工賃による給付費の段階的変更をやめてほしい。

前述したように、現在都内においては、特別支援学校卒業時点で就職組は、就職します。就職に向かない人が、通所の事業所に入ってきます。当然生産性は、あまり高くありません。生産性の高い利用者は、就労に向かいます。工賃の低いところほど、支援に手がかかるのが実態です。東京都をはじめとした都心部では、国の決めた方向性に合っていないので、変更を求めるようにしてほしい。

(2) 共生社会実現に向けた取組について

◎居宅支援や移動支援事業所の実態把握と補助をお願いしたい。

コロナ禍では、移動支援は1/10ほどの提供しかできず、休業補償もないため事業継続が立ちいかなくなっています。また緊急事態宣言中は家事支援で買い物が増え、混雑したスーパーにヘルパーが何度も行かなくてはならない事態もありました。居宅支援等には都加算も無いため国基準の給付費しか入らないため事業所運営が厳しいところが増えており、今回は高齢のヘルパーが仕事を自粛するなどあって、派遣自体が困難になっています。

